

## B/L

### B/Lとは

B/LとはBill of Ladingの略であり、日本語では船荷証券という。B/Lは、貨物の運送を引き受けた船会社が、荷送人から貨物を受け取ったことを証明するとともに、荷受人がその貨物の引渡しを受ける権利を有することを証明する有価証券として、荷送人に対して発行する証書のことを指す。

船会社は貨物を受け取る際にB/Lを荷送人に発行し、そこに記載した運送契約に従って貨物を目的地まで輸送する。荷送人は受け取ったB/Lを荷受人に送付し、荷受人は荷送人から送付されたB/Lと引き替えに船会社から貨物を受け取ることとなる。

B/Lの様式は船会社ごとに若干異なるものの、基本的な記載事項については、船荷証券に関する国際条約やそれを適用した各国国内法によって内容が定められている。我が国においてはB/Lは国際海上物品運送法に記載事項が規定されており、荷送品の種類・数量、状態、荷送人、荷受人、運送人、船積港・荷揚港、船舶名等を記載することが求められている。

B/Lは、具体的には下記のような性質をもつ。

#### ①貨物受領証

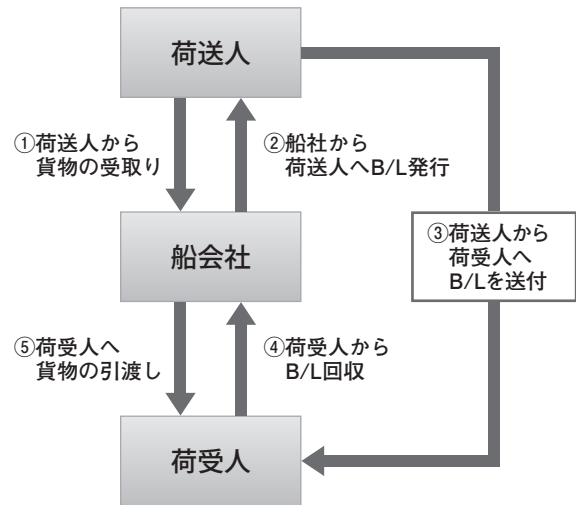
船会社が、B/Lに記載された貨物を確かに受け取ったことを証明するもの。しかし、例えばシールされた状態で船会社に引き渡されるコンテナ貨物の場合、船会社が外からコンテナの中身を確認することは事実上不可能である。このような場合、船会社は荷送人が申告した内容を信頼して、そのまま船荷証券に転記し、「shipper's load, count & seal」や「said to contain」といった注釈を付記するのが一般的である。

#### ②運送契約の証拠

荷送人と船会社との運送契約が成立していることを証明するもの。運送契約そのものは、荷送人が船会社に貨物の運送を申し込み、船会社がこれを受諾した時点で成立するため、法律上は契約の成立に書面は不要であるが、B/Lを発行し、約款を記載することで契約条件をより明瞭にできる。

#### ③貨物の引換証

貨物の引き渡しを請求する権利を有することを証明するもの。B/Lを保持していることが、B/Lに記載された貨物を所有していることを意味するため、有価証券としての機能を持つ。このため、B/Lを荷受人に送付する途中で紛失したり、貨物の到着よりB/Lの到着が遅れたりすることがないように、取り扱いには多大な注意が必要になる。



貨物とB/Lの関係

### sea-waybill

B/Lは前述③のとおり、貨物の引換証としての性質を持つことから、その取り扱いには十分な注意を要する。そのため、本支店間の取引等、商売上、必ずしもB/Lという形式で所有権を移転させる必要がない場合であれば、敢えてこれを発行しない方がトラブルを未然に防止できる。そこで考案されたのが海上輸送状(sea-waybill)である。

sea-waybillは、貨物受領証と運送契約証という2つの性質についてはB/Lと同様だが、有価証券(貨物引換証)としての性質は持たない。このため、自らがsea-waybillに記載された荷受人であることを証明しなければならないが、貨物の引渡しを受けるのにsea-waybillを保持する必要がない。したがって、荷送人はsea-waybillを荷受人に送付する必要がなくなるため、紛失のリスクがなく、迅速に貨物を受け取ることができる。このような利点から、本支店間・海外現地法人との取引や十分に信用のある取引先との継続的な取引等で利用されている。

### B/Lの電子化

sea-waybillとは別の解決策の1つが「電子船荷証券」である。書面によるB/Lの発行に代え、電子化したB/Lをやり取りすることで、物品に対する支配・処分権の移転と物品の引き渡しを行う方法である。現在、ヨーロッパや日本において電子船荷証券の実用化に向けた取り組みが進められているが、本格的な利用はこれからという段階である。

[参考文献]  
物流入門(株式会社MOL JAPAN)